

不利益処分の処分基準

	処分の内容	著しく保安上危険な特殊建築物等の煙突等の除却命令等
	根拠法令及び条項	建築基準法第88条第1項
	所管部課係名	まちづくり未来部建築審査課建築審査係
処分基準	関係条項	建築基準法第10条第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）
	参考事項	
	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）